

申請書の概要

本年7月7日に、カリ電解工業会（以下「申請者」という。（注1））から提出された大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める申請書の概要は以下のとおり。

(注1)申請者は、本邦で塩化カリウムの電解事業を行う企業が加盟する業界団体であり、加盟企業の水酸化カリウムの生産量の合計は、本邦生産量の100%を占める。

1. 不当廉売された貨物の輸入が、不当廉売関税の課税期間の満了後に継続又は再発するおそれ

- (1) 韓国産品の本邦への輸出価格及び中国産品の第三国への輸出価格は正常価格を下回っている。
- (2) 韓国及び中国の供給者は余剰生産能力を有しており、当該供給国内及び海外においてその追加的な供給を吸収できる市場は存在しない。

したがって、不当廉売関税の課税期間が満了した場合、不当廉売された貨物の輸入が継続又は再発するおそれがある。

2. 本邦の産業に与える実質的損害の事実が、不当廉売関税の課税期間の満了後に継続又は再発するおそれ

- (1) 本邦産業は不当廉売された貨物の価格を引き合いに出され、製造原価の上昇分を販売価格に転嫁できず、価格の押し下げ又は価格上昇の妨げを受けている。
- (2) 上記の結果、本邦産業は不当廉売された貨物の輸入により生じていた実質的な損害から回復していない。

したがって、不当廉売関税の課税期間が満了した場合、不当廉売された貨物の輸入により本邦の産業に与える実質的な損害の事実が継続又は再発するおそれがある。

3. 以上のことから、韓国及び中国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める。